

◎高知県青少年保護育成条例

改正

- 昭和五十二年十二月二十二日 条例第三十二号
- 昭和五十七年十月十五日 条例第二十四号
- 昭和五十八年十月十二日 条例第二十七号
- 昭和六十年三月二十二日 条例第二号
- 平成四年三月二十五日 条例第十九号
- 平成七年三月十七日 条例第一号
- 平成七年十月十三日 条例第五十四号
- 平成八年十月十八日 条例第四十二号
- 平成十二年三月二十八日 条例第三十七号
- 平成二十一年三月二十七日 条例第二十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する理念と責任を明らかにするとともに、青少年のための社会環境の整備を図り、併せて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(健全育成の理念)

第二条 すべての青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場において良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するように配慮されなければならない。

第三条 すべての青少年は、社会の成員としての自覚と責任を持って自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、有為な社会人として成長するように努めなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、国及び市町村との連携のもとに青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するように努めるものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、国及び県の実施する施策に協力するとともに、当該地域の実情に応じた青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施するように努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 すべての県民は、国、県及び市町村の実施する施策に協力するとともに、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場において相互に連携し、青少年の健全な育成に努めるものとする。

(定義)

第七条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

り成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
(二) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
(三) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵及び写真(印刷されたものを含む)、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、フロッピーディスク、シー・ディー・ロム、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものその他これらに類するものをいう。

(四) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するものをいう。
(五) 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり札及びはり紙並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
(六) がん具刃物類 性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのあるがん具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)その他の物品及び器具類をいう。
(七) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面し電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して対面する場合における当該対面を除く。)をすることなく、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

第二章 事業者の自主規制
(図書類等の販売等の自主規制)
第八条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、若しくは交換により譲渡し、又は見せ、聴かせ、若しくは読ませないように努めなければならない。
(一) 青少年の性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
(二) 青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 興行を主催する者は、興行の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年を当該興行を行う場所に入場させないように努めなければならない。
3 広告物を掲出し、若しくは表示し、又は管理する者は、広告物の内容が第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を掲出し、又は表示しないように努めなければならない。

4 がん具刃物類の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡しないように努めなければならない。
(一) 青少年の性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
(二) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(自動販売機による物品の販売の自主規制)
第九条 自動販売機による物品の販売を業とする者は、青少年の健全な育成を阻害することのないよう、自動販売機に収納する物品、自動販売機の設置場所及び管理方法等について配慮するように努めなければならない。
2 自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売を業とする者は、図書類でその内容が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、がん具刃物類でその形状、構造若しくは機能が同条第四項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自動販売機に収納しないように努めなければならない。
(その他の自主規制)
第十条 事業者は、前二条に規定するもののほか、事業活動の実施に当たっては、青少年の健全な育成を阻害することのないよう、自主的に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 環境整備のための規制

(有害図書類の販売等の規制)

第十一条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。
(一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
(二) 著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、青少年に有害な図書類とする。
(一) 書籍、雑誌その他の印刷物であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下この項において「卑わいな姿態等」という。)を描写した絵又は被写体とした写真で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が十ページ以上又は総ページ数の五分の一以上であるもの
(二) 卑わいな姿態等を描写した絵又は被写体とした写真で規則

の数が十ページ以上又は総ページ数の五分の一以上であるもの

で定めるもの（印刷されたものを含む。）
(三) 映画フィルム、録画テープ、録面盤、フロッピーディスク、
シー・ディー・ロムその他の映像が記録されているもので機
器を使用して当該映像が再生されるものであって、卑わいな
姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて三分以
上であるもの

(四) フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の映像が
記録されているもので機器を使用して当該映像が再生される
ものであって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定め
るものの数が十場面以上又は総場面数の五分の一以上である
もの
(五) 図書類の内容についての審査を行う団体で知事が指定する
ものが青少年に販売し、見せ、聴かせ、又は読ませることが
不適當であると認めた図書類であつて、当該団体が定める方
法によりその旨が表示されているもの

3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第一項の規定に基
づき指定された図書類及び前項各号のいずれかに該当する図書
類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、
贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡してはならない。
4 何人も、有害図書類を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませ
てはならない。

(有害図書類の陳列の方法等の規制)
第十一条の二 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図
書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害
図書類を他の図書類と区分して店舗内の容易に監視すること
ができる場所に陳列し、当該場所に青少年の購入又は借受けを禁
ずる旨の掲示をしなければならない。

2 知事は、図書類の販売又は貸付けを業とする者が前項の規定
に違反していると認めるときは、その者に対し、有害図書類の
陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の掲示をするよう勧告
することができる。
3 知事は、前項の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由が
なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従
うべきことを命ずることができる。

(有害興行への入場の規制)
第十二条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第十一条第一
各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年
に有害な興行として指定することができる。
2 興行を主催する者は、青少年を前項の規定により指定された
興行（以下「有害興行」という。）を行う場所に入場させてはな
らない。

3 興行を主催する者は、有害興行を行うときは、規則で定める
ところにより、入場しようとする者の見やすい場所に青少年の
入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

4 何人も、有害興行を青少年に見せ、又は聴かせてはならない。
(有害広告物の掲出等の規制)
第十三条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第十一条第一
項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を青
少年に有害な広告物として指定することができる。

2 広告物を掲出し、若しくは表示し、又は管理する者は、前項
の規定により指定された広告物（以下「有害広告物」という。）
を掲出し、又は表示してはならない。
3 広告物を掲出し、若しくは表示し、又は管理する者は、現に
掲出され、又は表示されている広告物が有害な広告物となつた
ときは、直ちに撤去し、又は知事の命ずる措置を講じなければ
ならない。

(有害がん具刃物類の販売等の規制)
第十四条 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各
号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を
青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。
(一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を
阻害するおそれのあるもの
(二) 明らかに人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又
は著しく青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害
するおそれのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するが
ん具刃物類は、青少年に有害ながん具刃物類とする。
(一) 下着の形状をしたがん具
(二) 使用済みの下着（これと誤認される表示がされ、又は形態
である物品を含む。）
(三) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつ
て、性器の形状若しくはこれに著しく類似する形状をしてい
る器具類又は性器を包み込み、若しくは性器に挿入する構造
を有する器具類（避妊の用に供するものを除く。）
(四) 専ら性交に類する性行為の用に供するための全裸又は半裸
の人形（気体又は液体で膨張させることにより人形となるも
のを含む。）

3 がん具刃物類の販売を業とする者は、第一項の規定に基づき
指定されたがん具刃物類及び前項各号のいずれかに該当するが
ん具刃物類（以下「有害がん具刃物類」という。）を青少年に販
売し、頒布し、贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡しては
ならない。
4 何人も、有害がん具刃物類を青少年に所持させてはならない。
(指定の公示)
第十五条 第十一条第一項若しくは第二項第五号、第十二条第
一項、第十三条第一項又は前条第一項の規定による指定は、高
知県公報に公示することにより行う。

(自動販売機への有害図書類等の収納の規制)
第十六条 自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売を業
とする者は、自動販売機に有害図書類又は有害がん具刃物類を
収納してはならない。
2 自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売を業とする
者は、自動販売機に現に収納されている図書類又はがん具刃物
類が有害図書類又は有害がん具刃物類となつたときは、直ちに
当該有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機から撤去し
なければならない。

(自動販売機管理者の設置)
第十六条の二 自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売
を業とする者は、前条第二項の規定による義務を履行するため、
当該自動販売機ごとに、自動販売機管理者を置かなければなら
ない。ただし、自動販売機管理者を置かないで当該義務を履行
できると知事が認める自動販売機については、この限りでない。

(自動販売機の設置等の届出)
第十六条の三 自動販売機により図書類又はがん具刃物類を販売
しようとする者は、当該自動販売機ごとに、販売を開始しよう
とする日の十五日前までに、規則で定めるところにより、次に
掲げる事項を知事に届け出なければならない。
(一) 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、
その代表者の氏名
(二) 自動販売機の設置者の氏名又は名称、住所及び電話番号並
びに法人にあつては、その代表者の氏名
(三) 自動販売機の設置場所
(四) 自動販売機管理者を置くべき場合にあつては、自動販売機
管理者の氏名、住所及び電話番号
(五) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第三
号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則
で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第一
号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつた
ときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、
その旨を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定による届出をしたときは、その日から十五日以内に、規則
で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
(自動販売機への表示)
第十六条の四 前条第一項の規定による届出をした者は、その届
出に係る自動販売機を使用するときは、当該自動販売機の見や
すい箇所に同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を表示

する。

しておかなければならない。
追加（昭和五十八年条例十七号）
（適用除外）

第十六条の五 第十六条から前条までの規定は、自動販売機の設置場所が法令又はこの条例の規定により青少年の入場が禁じられている場所その他青少年が有害図書類又は有害がん具刃物類を購入するおそれのない場所である場合については適用しない。

第十七条 削除

第四章 不健全行為の禁止

（みだらな性行為等の禁止）

第十八条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

（深夜外出の制限等）

第十九条 保護者は、通勤、通学等正当な理由がある場合を除き、午後十時から翌日の午前四時までの間（以下この条において「深夜」という。）に青少年を外出させてはならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得る等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 次の各号に掲げる者は、深夜に当該各号に規定する営業を行う場所に青少年を入場させてはならない。

（一）個室又は他から容易に見通すことができない区画において、客に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせることを業とする者

（二）個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させることを業とする者

4 前項各号に掲げる者は、深夜に同項第一号又は第二号に規定する営業を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に深夜における青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

（監護離脱の勧誘等の禁止）

第二十条 何人も、青少年に対し、犯罪に関与させる等不正の目的をもって、保護者の監護から離れるよう勧誘し、あおり、その他かみ、又は強制してはならない。

2 何人も、保護者の監護から離れている青少年に対し、犯罪に関与させる等不正の目的をもって、金品の供与等の便宜を図ってはならない。

（シンナー等の不健全な使用の勧誘等の禁止）

第二十一条 何人も、青少年に対し、トルエン又は酢酸エチル、

トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシリング用の充てん料（以下「シンナー等」という。）の不健全な使用を勧誘し、あおり、そのほか、又は強制してはならない。

2 シンナー等を取り扱う者は、シンナー等が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。（質受け及び買受けの禁止）

第二十二條 質屋営業法（昭和二十五年法律第一五八号）第一条第二項に規定する質屋（第二十八條第一項第六号において「質屋」という。）は、青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取ってはならない。

2 古物営業法（昭和二十四年法律第一〇八号）第二条第三項に規定する古物商（第二十八條第一項第六号において「古物商」という。）は、青少年から同法第二条第一項に規定する古物（書籍を除く。以下この項において「古物」という。）を買い受け、若しくは委託を受けて販売し、若しくは交換し、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 前二項の規定は、青少年が保護者の委託を受け、又は承諾を得る等正当な理由があると認められる場合については、適用しない。

（場所の提供の禁止等）

第二十三条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

（一）みだらな性行為又はわいせつな行為

（二）博又は暴行

（三）飲酒又は喫煙

（四）大麻、麻薬又は覚せい剤の使用

（五）シンナー等の不健全な使用

2 何人も、前項各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行つてるときその他青少年の挙動が明らかに異常であると認めるときは、直ちに警察官又は児童相談所長若しくは福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

（入れ墨を施す行為等の禁止）

第二十三条の二 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、強要し、又は周旋してはならない。

第四章の二 インターネット利用環境の整備

（インターネット利用環境の整備）

第二十三条の三 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第八条第一項各号のいずれかに該当すると認

められるもの（以下この条において「有害情報」という。）を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下この条において「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

3 インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）を提供する電気通信事業者同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）又は端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者は、事業活動の実施に当たっては、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

第五章 雑則

（推奨）

第二十四条 知事は、図書類、興行等で、その内容等が青少年の健全な育成を図るうえで特に優れていると認められるものを推奨することができる。

（審議会への諮問）

第二十五条 知事は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ高知県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、特に急を要し、審議会の意見を聴くいとまがないとき、又は又は次条の規定による要請があつたときは、この限りでない。

（一）第十一条第一項若しくは第二項第五号、第十二条第一項、第十三条第一項及び又は第十四条第一項の規定による指定

（二）前条の規定による推奨

2 知事は、前項ただし書の規定により同項各号に掲げる行為をしたときは、速やかに審議会にその旨を報告しなければならない。

（審議会からの要請）

第二十六条 審議会は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる行為をすることが適当であると認めるときは、その旨を知事に要請することができる。

（県民からの申出）

第二十七条 何人も、第二十五条第一項第一号又は第二号に掲げ

る行為をすることが適当であると認めるときは、理由を付し、その旨を知事に申し出ることができる。

(立入調査等)

第二十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

(一) 図書類の販売又は貸付けを業とする者の営業の場所(図書類を収納した自動販売機の設置場所を含む)

(二) 興行を行う場所

(三) 広告物を掲出し、若しくは表示し、又は管理する者の営業の場所(広告物を掲出し、又は表示した場所を含む)

(四) がん具刃物類の販売を業とする者の営業の場所(がん具刃物類を収納した自動販売機の設置場所を含む)

(五) 第十九条第三項各号に掲げる者の営業の場所

(六) 質屋又は古物商の営業の場所

第二十九条 この条例の適用に当たっては、県民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第三十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第三十一条 第十八条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する。

2 第十八条第三項、第二十条第二項、第二十三条第一項又は第二十三条の二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(一) 第十一条第三項、第十二条第二項、第十三条第二項若しくは第十三条第三項、第十四条第三項、第十六条第一項若しくは第二項、第十九条第三項、第二十一条第一項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

(一) 第十二条第三項又は第十九条第二項若しくは第四項の規定

に違反した者

(二) 第十六条の三第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(三) 第二十八条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者

5 第十一条第三項、第十二条第二項、第十四条第三項、第十八条、第十九条第二項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十三条第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないこととに過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(免責規定)

第三十三条 この条例の罰則の規定は、青少年に対しては、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(高知県青少年保護育成条例の廃止)

2 高知県青少年保護育成条例(昭和三十三年高知県条例第二十二号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした旧条例の規定による指定その他の行為は、この条例の相当規定によつてしたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和五十七年十月十五日条例第二十四号)

この条例は、昭和五十七年十一月一日から施行する。

附則(昭和五十八年十月十二日条例第十七号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売を業とする者は、当該自動販売機ごとに、この条例の施行の日から三十日以内に、この条例による改正後の高知県青少年保護育成条例(以下「改正後の条例」という。)第十六

条の三第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、自動販売機の設置場所が改正後の条例第十六条の五に規定する場所である場合については、この限りでない。

3 前項本文の規定による届出をしたときは、改正後の条例第十六条の三第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 附則第二項本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

6 前2項の規定は、青少年に対しては、適用しない。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和六十年三月二十三日条例第二号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和六十年二月十三日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成四年三月二十五日条例第十九号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成七年三月十七日条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。(後略)

附則(平成七年十月十三日条例第五十四号)

この条例は、平成七年十月十八日から施行する。

附則(平成八年十月十八日条例第四十二号)

(施行期日)

1 この条例は、平成九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県青少年保護育成条例第十六条の三第一項の規定は、この条例の施行の日前に、この条例による改正前の高知県青少年保護育成条例第十六条の三第一項の規定による届出をしている者が、同日以後に当該届出に係る自動販売機により図書類又はがん具刃物類の販売を開始する場合については、適用しない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第三十七号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十七日条例第二八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。